

【表紙】

【提出書類】訂正発行登録書

【提出先】関東財務局長

【提出日】令和 6 年 9 月20日

【会社名】ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)
(Westpac Banking Corporation (ABN 33 007 457 141))

【代表者の役職氏名】グループ・トレジャリー バランスシート・リクイディティ・アンド・ファンディング・マネジメント マネージング・ディレクター
アレキサンダー・ビショフ
(Alexander Bischoff, Managing Director, Balance Sheet, Liquidity and Funding Management, Group Treasury)

【本店の所在の場所】オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市ケントストリート275番地
ウエストパック・プレイス 3 階
(Westpac Place, Level 3, 275 Kent Street, Sydney, NSW 2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 小馬瀬 篤史

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1000

【事務連絡者氏名】弁護士 小馬瀬 篤史

【連絡場所】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1000

【発行登録の対象とした募集
有価証券の種類】社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和 4 年12月16日
効力発生日	令和 4 年12月24日
有効期限	令和 6 年12月23日
発行登録番号	4 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円
発行可能額	7,500億円

- 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和 6 年 9 月 20 日（提出日）である。
- 【提出理由】 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。（訂正内容については本文を参照のこと。）
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【訂正内容】

第二部 参照情報

第 1 参照書類

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（令和 4 年 9 月期）自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日
令和 4 年12月16日関東財務局長に提出
事業年度（令和 5 年 9 月期）自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日
令和 6 年 4 月 1 日までに関東財務局長に提出予定
- 2 四半期報告書又は半期報告書
半期報告書
令和 5 年 3 月中間期 自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 3 月31日
令和 5 年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定
令和 6 年 3 月中間期 自 令和 5 年10月 1 日 至 令和 6 年 3 月31日
令和 6 年 7 月 1 日までに関東財務局長に提出予定
- 3 臨時報告書
該当事項なし。
- 4 外国会社報告書及びその補足書類
該当事項なし。
- 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類
該当事項なし。
- 6 外国会社臨時報告書
該当事項なし。
- 7 訂正報告書
該当事項なし。

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（令和 5 年 9 月期）自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日
令和 5 年12月15日に関東財務局長に提出
- 2 半期報告書
半期報告書
令和 6 年 3 月中間期 自 令和 5 年10月 1 日 至 令和 6 年 3 月31日
令和 6 年 6 月14日に関東財務局長に提出
- 3 臨時報告書
上記 1 の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項および第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を令和 6 年 9 月20日に関東財務局長に提出
- 4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

第2 参照書類の補完情報

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。